

福岡県公報

令和元年5月21日
第5号

目次

告示 (第29号 - 第33号)

- 地方卸売市場の廃止の許可 (園芸振興課) 1
- 鳥獣捕獲等事業の変更 (農山漁村振興課) 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 1
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (労働政策課) 7

雑報

- 令和元年度福岡県農業大学校研修科研修生の追加募集 (経営技術支援課) 7

正誤

- 西日本宝くじの発売条件等 (平成31年3月29日福岡県公報第4080号
雑報) 中正誤 8

告示

福岡県告示第29号

福岡県卸売市場条例 (昭和46年福岡県条例第46号) 第9条第2号の規定に基づき、次のように平成31年4月23日付けで卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 卸売市場の名称 | 卸売市場の所在地 | 取扱品目の部類 | 卸売業者の名称及び代表者氏名 | 卸売業務の廃止年月日 |
|--------------|-----------------|---------|-------------------------|----------------|
| 地方卸売市場大牟田花市場 | 大牟田市本町四丁目12番地の7 | 花き部 | 大牟田花市場協同組合 理事長 野口 栄治 | 平成31年 3月31日 |

福岡県告示第30号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第18条の7第1項の規定に基づき、平成31年4月26日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 事業者の名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|------------------------|--------------------|--------|
| 特定非営利活動法人 フォーチュンプラス | 久留米市津福今町 483 番地 10 | 大原 進 |

福岡県告示第31号

福岡県青少年健全育成条例 (平成7年福岡県条例第46号) 第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 種類 | | 題名 | 図書番号等 | 発行所 | 指定理由 |
|----|---|---------|------------|----------|---|
| 図書 | 1 | 実話時代6月号 | 雑誌15183-06 | 三和出版株式会社 | 青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。 |

福岡県告示第32号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

県道大原周船寺停車場線及び一般国道202号改築工事（福岡市西区周船寺二丁目地内から同区周船寺一丁目地内まで）

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡市西区周船寺一丁目、周船寺二丁目並びに大字周船寺字トキテ及び字ノミノイテ地内

(2) 使用の部分

福岡市西区周船寺一丁目及び周船寺二丁目地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、県道大原周船寺停車場線（以下「本路線」という。）のうち、福岡市西区周船寺二丁目地内の一般国道202号との接続点を起点とし、同区周船寺一丁目地内のJR筑肥線周船寺駅（以下「周船寺駅」という。）を終点とする延長

約270mの区間（以下「本件県道区間」という。）及び一般国道202号のうち、福岡市西区周船寺二丁目地内を起点とし、同区周船寺一丁目地内を終点とする延長約150mの区間（以下「本件国道区間」という。）に係る県道大原周船寺停車場線及び一般国道202号改築工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道及び同条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本路線については、道路法第7条の規定により福岡県知事が県道に認定した道路であり、起業者である福岡市は、同法第17条第1項の規定により本路線の道路管理者であること、また、一般国道の改築は道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされ、一般国道202号については、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）において国土交通大臣が管理する区間と指定されているが、国土交通大臣（九州地方整備局長）と起業者との間で工事实施に関する協議を行っていることから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡市西区今津地内の県道福岡志摩前原線との接続点を起点とし、同区周船寺一丁目地内の市道周船寺2286号線との接続点を終点とする延長約5.1kmの福岡市西区西北部を通過する主要な道路であり、福岡市中心部と佐賀県唐津市を結ぶ一般国道202号と福岡市西区北部地域を連絡し、さらに同国道を介して周船寺駅と連絡する重要な路線である。

本路線のうち、福岡市西区周船寺二丁目地内の一般国道202号との接続点から同区周船寺一丁目地内の市道周船寺2286号との接続点までの延長約240mの区間（以

下「本区間」という。)の現道は福岡市西部の中心市街地近郊に位置することから、沿線には各種店舗、事業所、病院、マンション等が連たんしており、地域住民の買い物等の日常生活を始め、商業等の経済活動に広く利用されている。

また、本区間の終点至近には周船寺駅が立地しており、同区間は同駅と一般国道202号を結ぶ道路であることから、福岡市中心部への通勤・通学を目的とした電車利用者等歩行者及び自転車の交通量が非常に多い区間であり、近年、福岡市西部地区の開発は目覚ましく、平成17年の九州大学伊都キャンパスの開校、平成18年の田尻土地区画整理事業の完成、平成27年の伊都土地区画整理事業の完成等に伴い、周船寺駅を利用する通勤・通学者は年々増加している。

しかしながら、本区間の現道は道路幅員が狭小であり、また、一部区間において歩道が整備されていないため、特に朝夕の通勤・通学時間帯には電車を利用する歩行者及び自転車通行者(以下「歩行者等」という。)、周船寺駅への送迎車等で混雑し、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されているばかりでなく、歩行者等の安全性が脅かされている状況である。また、周船寺駅周辺にはバスが転回するスペースがないため、路線バスの乗り入れができない状況である。

さらに、本区間が接続する一般国道202号は、片側1車線の2車線道路であり、本区間と同国道との接続点である周船寺交差点は、右折車線が設置されていないことから、同国道から同交差点を経て本区間へ路線バスが進入する際には直進車両の安全かつ円滑な通行を阻害することが予想される。また、同国道において、本件国道区間は元岡中学校の通学路として利用されているにもかかわらず、歩道幅員が1.5m前後と狭小であり、歩行者等の安全な通行が確保されていない状況である。

本件事業の完成により、本件県道区間においては、自動車と歩行者等の通行が分離されることから、交通混雑が緩和されるとともに自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されるものと認められ、また、周船寺駅前に交通広場が整備されることで路線バスの乗り入れが可能となり、電車利用者の利便性が向上するとともに交通結節機能が強化されるものと認められる。さらに電線類の地中化を行うことで災害時におけるライフラインが確保され、災害に強い街づくりの形成が可能となるものと認められる。本件国道区間においては、右折車線が設置さ

れることで交差点内の流出入交通を円滑に処理することが可能となることが認められ、また、十分な幅員を備えた自転車歩行者道が整備されることで歩行者等の安全性が確保されるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び福岡市環境影響評価条例(平成10年福岡市条例第18号)に基づく環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、起業者が任意で検討を行った結果、大気質、騒音及び振動の項目について、環境基準を満たすものと予測している。また、起業者は、工事の実施に当たっては、低騒音及び低振動型建設機械を使用する等の対策により、工事期間中における地域住民の生活環境に配慮することとしている。

また、起業者の文献調査等によると、本件事業の区間及びその周辺の土地において生息・生育する希少な動物及び植物については、鳥類についてウズラシギ等の17種の飛翔が、魚類についてメダカ(ミナミメダカ)の生息が確認されている。これらについて本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、工事による改變箇所はごくわずかであり、周辺に生息環境が広く残されること、鳥類については、本件事業の区間は既成市街地であるため営巣の可能性は低いこと、魚類については、橋梁工事の際に地形、地質の改變は行わないことから、本件事業によるこれらの貴重種の生息に与える影響は軽微なものと予測される。加えて、起業者は、今後工事による改變箇所及びその周辺で学術上又は希少性の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

なお、本件事業の区間内の土地において、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所(周船寺遺跡及び飯氏遺跡)存在するが、これらの遺跡については、事前審査において試掘調査の結果、事業の実施に支障はない旨の回答を福岡市経済観光文化局文化財部埋蔵文化財審査課(照会当時所管)から得ており、工事施工中に遺跡等が発見された場合には、起業者は

、同部埋蔵文化財課（現在所管）と協議を行った上、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る本件県道区間の事業は、福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年福岡市条例第8号）による第4種第3級の規格に基づき、現道を拡幅するとともに、同条例及び道路構造令（昭和45年政令第320号）等に基づき、周船寺駅前に総面積約1,500㎡の交通広場の設置等を行うものであり、また、本件国道区間の事業については、道路構造令による第4種第1級の規格に基づき右折車線の設置及び歩道の整備を行うものであり、その事業計画は、同令及び同条例等に定める規格に適合していると認められる。

加えて、本件事業に係る本件県道区間の事業計画は、昭和63年6月25日付け都市計画変更により決定し、平成29年1月26日付けで変更決定された福岡広域都市計画道路3・4・1-145号周船寺駅前線の都市計画と整合しているものであり、また、本件国道区間の事業計画は、昭和49年12月28日付け都市計画変更により決定され、昭和51年3月11日付け及び平成29年1月26日付けで変更決定された福岡広域都市計画道路3・4・1-58号今宿周船寺線の都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、本件県道区間においては、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されているばかりでなく、歩行者等の安全性が脅かされている状況であるこ

と、周船寺駅周辺にはバスが転回するスペースがないため、路線バスの乗り入れができない状況であること、福岡市が平成29年6月に策定した「福岡市道路整備アクションプラン2020」において、優先的・重点的に取り組む事業として位置づけられていること、また、本件国道区間においては、周船寺交差点に右折車線が設置されていないため、直進車両の安全かつ円滑な通行を阻害することが予想されること、本件国道区間の歩道幅員が狭小であり、歩行者等の安全な通行が確保されていない状況であること、さらに、両区間においては交通事故が発生していること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった県道大原周船寺停車場線及び一般国道202号改築工事（福岡市西区周船寺二丁目地内から同区周船寺一丁目地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市西区役所西部出張所

福岡県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種類 | 路線名 | 変更 前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------------------------|-------------------|------------------|
| 福岡 | 県道 | 福岡 志摩線 | 前 | 糸島市泊846番1先から 糸島市泊900番2先まで | 20.0 ～ 35.0 | 146.2 |
| | | | 後 | 糸島市泊846番1先から 糸島市泊900番2先まで | 17.0 ～ 32.0 | 146.2 |

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字古原829番21、829番22
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市松崎361番地
吉原 利夫

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ホームプラザナフコ直方店
(2) 所在地 直方市大字下境字牟田876番1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
(1)都市計画法、建築基準法については関係所管庁と別途協議すること。
(2)水道に関して、改造工事が伴う場合は別途協議すること。
(3)騒音、振動規制法に適用される特定建設作業が発生する場合は、規制法に基づいた届け出を行うこと。
(4)施工及び操業にあたっては、特に近隣住民の生活環境へ配慮すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成31年4月26日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 (仮称) ビバモール東水巻
(2) 所在地 遠賀郡水巻町吉田南五丁目600番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | | 住 所 |
|-------------|------------|--------------------|
| ダイワロイヤル株式会社 | 代表取締役 原田 健 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | | 住 所 |
|----------------|--------------|------------------------|
| 株式会社LIXILビバ | 代表取締役 渡邊 修 | 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 |
| 株式会社トライアルカンパニー | 代表取締役 楢木野 仁司 | 福岡市東区多の津一丁目12番2号 |

4 大規模小売店舗を新設する日

令和元年12月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

13,184平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物東側 | 400 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|--------|---------|
| 建物東側 | 60 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-----------|------------|
| 建物北側 | 225 |
| 建物東側 | 120 |
| 建物北側 | 120 |
| 建物東側 | 50 |
| 合計 | 515 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|--------------|------------|
| 建物内西側 | 30.25 |
| 建物内北側 | 18.75 |
| 建物内北側 | 41.03 |
| 合計 | 90.03 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----------------|---------|---------|
| 株式会社LIXILビバ | 午前6時30分 | 午後9時00分 |
| 株式会社トライアルカンパニー | 24時間営業 | |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 出入口の数 | 位 置 |
|-------|------------|
| 3箇所 | 建物敷地東側及び南側 |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設 No. | 荷さばき可能時間帯 |
|-------------|------------------|
| 荷さばき施設 No.1 | 午前6時00分～午後10時00分 |
| 荷さばき施設 No.2 | |
| 荷さばき施設 No.3 | 24時間 |
| 荷さばき施設 No.4 | |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町原町三丁目356番2、356番5及び364番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町原町四丁目2番31号

鈴木 喜美富

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字内橋字登り上り284番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町大字内橋587番地1
藤 治三郎

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県職場適応訓練委託規則（昭和41年福岡県規則第47号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syokubatekioukunren.html>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に備えおきます。

令和元年5月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日
令和元年5月21日

雑 報

公告

令和元年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように追加募集する。

令和元年5月21日

福岡県農業大学校長 大石 裕二

1 募集定員

| コース名 | 研修生数 |
|----------|------|
| 野菜（施設野菜） | 8名程度 |
| 花き（施設花き） | |

2 研修期間

- (1) 研修期間 令和元年8月から令和2年3月まで
- (2) 研修開始 令和元年8月1日

3 対象者

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。
- (3) 心身ともに健康で、講義の受講や実習に支障のない者

4 募集日程

- (1) 受付期間
ア 受付期間は、令和元年5月31日（金曜日）から令和元年6月19日（水曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。
イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、令和元年6月19日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 面接日
令和元年7月1日（月曜日）
- (3) 研修生の決定
令和元年7月5日（金曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
- ア 就農計画書（新規就農を志す者）
- イ 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
- ウ 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）
- 6 選考方法及び許可通知
- 書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。
- 7 研修内容
- 研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講
- 8 個人情報の取り扱いについて
- 受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。
- 9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先
- 福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）
- なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。

正 誤

| 発行 年月日 | 公報 番号 | 種 類 | 同上 番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備 考 | 正 | | 誤 | |
|-----------|----------|-----|----------|-----|---|---|---|-----|-----|---------|-----|----------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | | | |
| 31・3・29 | 4080 | 雑 報 | | 89 | ○ | | | 表 中 | 5 等 | 1,000 円 | 5 等 | 10,000 円 |